

### 健康保険被保険者証の写しのマスキングについて

医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律により、保険者番号及び被保険者等記号・番号（以下「被保険者等記号・番号等」という。）について、個人情報保護の観点から、健康保険事業又はこれに関連する事務の遂行等の目的以外で告知を求めることを禁止する規定が新たに設けられ、令和2年10月1日から施行されました。

つきましては、入札等において健康保険被保険者証の写しを提出するに当たっては、申請者において被保険者等記号・番号等にマスキングを施していただくようお願いいたします。

また、被保険者等記号・番号等にマスキングが施されていない写しの提供を受けた場合には、当該写しの提供を受けた職員がマスキングを施します。

#### 【健康保険被保険者証のマスキングの例】

(記号、番号、保険者番号、QRコードを黒く塗りつぶした状態)

健康保険 被保険者証	本人（被保険者）	00111
		平成26年6月25日交付
	記号	番号
氏名	キョウカイ 知ウ 協会 太郎	
生年月日	平成 元年 5月 10日	
性別	男	
資格取得年月日	平成 26年 6月 1日	
事業所名称	〇〇 株式会社	
保険者番号		
保険者名称	全国健康保険協会 〇〇支部	
保険者所在地	〇〇市〇〇区〇〇町〇-〇-〇	

印